



発達障害のある 学生への 対応について

.....
教職員向けヒントブック

目次

はじめに	1
1. 発達障害とは	2
2. 発達障害のある学生にしばしば見られるつまずき	8
3. 教職員から見て分かる発達障害のある学生にしばしば見られる つまずきとその対応例	9
4. 発達障害のある学生に役立つ教職員ができるその他の工夫	14
5. 発達障害のある学生に対する合理的配慮	16
おわりに	19

はじめに

大学は、若者が社会に出ていく前の最終教育機関です。学部・大学院を卒業したあと、学生たちは社会に羽ばたいていきます。彼らが社会の中で、健康を保ちながら、自分の能力を十分発揮して生きていくためには、自分の得意なことや苦手なことをよく理解して、必要なときに自分に必要なサポートを他者に求めるというスキルが必要不可欠です。ただし、大学入学時にそのスキルがどの程度身につけているかは、学生によって大きく異なります。

発達障害のある学生は、その障害の特性上、自分の特徴を十分理解することがしばしば難しく、また理解できていたとしてもそれを他者にうまく伝えることが難しいことがあります。大学でのサポートは、今現在の学生を支援し、十分に修学に打ち込める環境を整えるという意味があるだけではありません。発達障害のある学生にとって、大学で支援を受ける経験は、自分にはどういったサポートが有用か学び、自分に必要なサポートを他者に求めるスキルを向上させる絶好の機会となります。つまり、発達障害のある学生への今現在の支援は、その学生の将来の人生にとっても貴重な「財産」となりうるものです。

年々、大学で学ぶ発達障害のある学生の数は増加しています。発達障害のある学生への対応は、他の障害のある学生への対応と同様、目の前にいる一人の学生の状態に合わせたオーダーメイドの対応が必要となります。比喻になりますが、オーダーメイドのスーツを作るにしても、全く知識を持たずに生地だけ渡されるよりも、「一般的なスーツの作り方」を教えてもらった後に生地を渡された方が、その人の体によりぴったりと合ったスーツをよりスピーディーに作る事ができるでしょう。本ヒントブックは、「一般的なスーツの作り方」のような、発達障害のある学生への対応として比較的好く見られる対応をまとめたものになります。実際の学生対応においては、本ヒントブックを参考に、その学生をよく見て、その学生と話をし、各学生に合ったオーダーメイドの対応を心がけるとよいでしょう。このヒントブックだけでは対応が難しい場合は、本ヒントブック巻末に掲載しております「学生相談・特別支援センター」を利用することもできます。

教職員の皆様が発達障害のある学生へのサポートを行うに際して、本ヒントブックがその一助になれば幸いです。

1. 発達障害とは

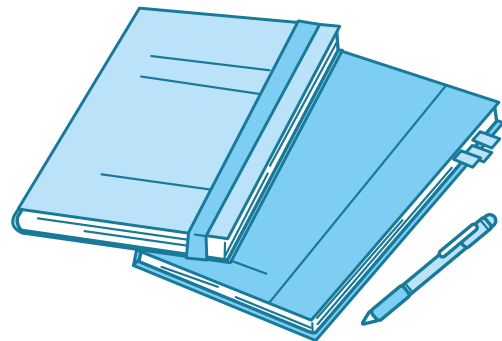
(1) 発達障害とは

発達障害の原因は今のところはっきりしていませんが、なんらかの要因による先天的な脳の機能障害で、それにより、各種認知機能（言語理解、言語表現、注意力、記憶力、思考方法等）に偏り（非常に優れた点がある場合もしばしばみられますし、逆にその機能がうまく働かないという場合もあります）が生じ、その結果、さまざまな社会機能に問題が生じることを指します。

他の障害と同じく、発達障害の症状によって生じる社会生活の困難さは、周囲の環境によって大きく変化します。たとえば、発達障害の中の注意欠如・多動性障害（ADHD）の主症状の一つとして「不注意」というものがあります。この不注意症状により、提出物を忘れがちな人がいたとします。ただ、その人が高校までご家族の元で過ごしていたときは、ご家族が本人の提出物をチェックしたり、友だちや先生がこまめに本人にリマインドしたりして提出物の遅滞等が生じておらず、不注意症状が生活上の問題として顕在化しないこともよくあります。しかしその人が大学に入学して一人暮らしとなり、チェックやリマインドをしてくれるご家族・友人・先生がいなくなったために、授業レポートを出し忘れて単位を落としてしまうということがあります。このように、大学に入ってから初めて不注意の問題が浮上することがあります。

若干の単位を落とすだけならそれほど問題とはなりません、必修科目を連続して落としたり、数多くの単位を落としたりとなると大学卒業が危うくなるという大きな問題に発展することもあります。

このように、発達障害のある方の問題が表に浮上するかどうかは、環境要因が大きく影響します。



(2) 発達障害の種類

発達障害への理解を難しくしている要因として、発達障害の中にはいくつかの種類のもが含まれていることがあげられます。

発達障害の主たる種類として、

- ① 自閉症スペクトラム障害（Autism Spectrum Disorder : ASD）
- ② 注意・欠如多動性障害（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder : ADHD）
- ③ 学習障害（Learning Disorder : LD）

があります（図1参照）。

これらは種類ごとにはっきりと分かれているものではなく、一人の人の中に複数のものが重複していることも多く見られます。さらに、この重なり具合は人により異なり、また各種類の症状の強さも人によりまちまちです。そのため、発達障害のある方の場合、表に現れてくる症状が人によって異なり、環境要因も相まって生じてくる困りごとにも人によって、また人生の時期によって異なります。したがって、発達障害のある学生へのサポートは一律のものでは十分ではなく、各学生のそのときどきの困りごとに合ったサポートが必要になります。

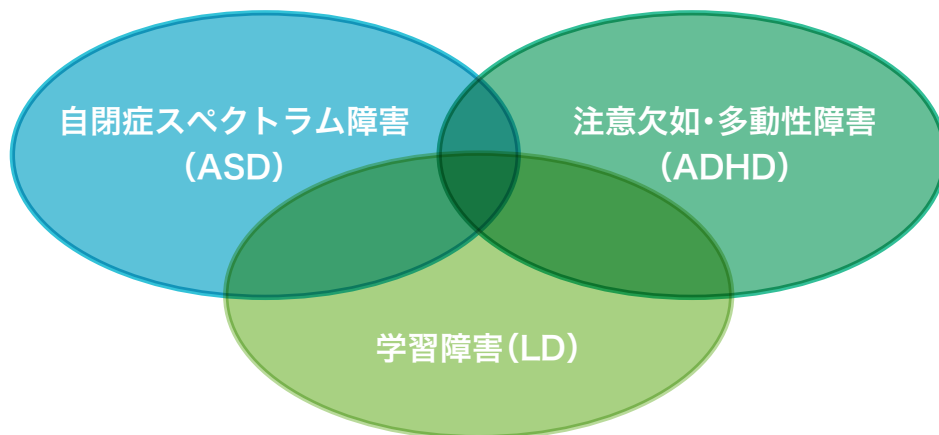


図1 発達障害に含まれる各種障害

ここでは、分かりやすくするために各発達障害の主な症状を簡単に説明します。

① 自閉症スペクトラム障害 (ASD)

「対人関係の困難さ」と「限定された興味・関心・行動」の2つが主症状です。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等の診断を受けている学生も ASD に含まれます。社会的状況に相応しい振る舞いが苦手、相手の気持ちを察したり読み取ったりすることが苦手、急な予定変更などの変化に弱い、こだわりが強い、感覚過敏などの特徴があります。感覚過敏には、たとえば、エアコンの動作音等、ASD のない人にとっては特に気にならない音が非常に大きく不快に聞こえ、強い苦痛や不快を感じる聴覚過敏や、窓際の席に座ってノートを見ると光の反射を非常にまぶしく感じるため、ノートが白く光って目が痛くなりノートが書けなくなる等の視覚過敏などが含まれます。

② 注意欠如・多動性障害 (ADHD)

「不注意」、「多動」、「衝動性」の3つが主症状です。「多動」は年齢が上がるにつれ落ち着く

人が多く、大学等では「不注意」や「衝動性」による困難が目立ちやすいと考えられます。

提出物の遅れ、遅刻が多い、不注意なミスが多い、複数の課題を同時にこなすのが難しい、整理整頓が苦手、課題に取りかかるまでに時間がかかる、人が話しているのをさえぎって発言したり、質問者が話している最中に答え始めてしまってディスカッションがうまくいかないなどの困難が現れることがあります。

③ 学習障害 (LD)

学習障害とは、全体的な知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指します。

文字や文章を読むことや書くことに非常に時間がかかる、飛ばし読みをして内容を取りこぼしてしまう、マス目からはみ出さずに書くことが難しいなどの困難が現れることがあります。

上記の発達障害の症状を見ると、そのどれかは自分も持っている、あるいは多くの人が持っている困難であるように見えるかもしれません。また、発達障害のある学生に会ったとき、(一見)他の学生との違いを感じないと思う方もいるかもしれません。これはある意味正しいことです。というのは、発達障害のある学生はあらゆることが苦手というわけではなく、できること、得意なこともたくさん持っています。そのため、発達障害を「発達凹凸」と呼ぶ人もいます。苦手なところとできるところ、得意なところの差が激しいのが発達障害のある学生の特徴ともいえるでしょう。

そのため、教職員が学生から「自分は発達障害がある」と告げられた時に、教職員が「そうは見えないけど」と言うと学生が傷つくことがあります。教職員に自分には発達障害があると学生が告げるということは、さまざまな困難を抱えていて、サポートしてほしいと感じてやっとの思いで話をしていることが多いからです。そのときに、教職員から「そうは見えないけど」と言われると、自分の困難が理解されてなかったように感じ、傷ついてしまうのです。そのため、学生から発達障害を告げられたときには、教職員は「どんなことで困っているの?」とか、「どんなサポートがあったら助かる?」などと学生の困難に焦点を当てた返答をして、まずは学生自身がどんな困難を抱えていると思っているのかという認識を学生と共有できるとよいでしょう。



(3) 二次障害としての精神障害

発達障害のある学生は、一見他の学生と同じようにできているように見えても、そう見せるためにその裏で多大な労力をかけているため疲れやすかったり、精神的不調が生じたりすることがあります。

さらに、発達障害のある人は、その症状ゆえに周囲から孤立したり、家族や先生から強く叱責されたりして自信を失ったり、生きている意味を見失ったり、落ち込んだり、不安になったりとさまざまな生きづらさを抱えている場合も少なくありません。その状態が長く続くとうつ病や不安障害といった精神障害の診断基準に当てはまるほど精神症状が悪化してしまうこともあります。

発達障害を一次障害とすると、その一次障害ゆえに生じた精神症状や身体症状を「二次障害」と呼びます。二次障害を予防できるかどうかは、周りの人たちが発達障害のある人にとって生きやすい環境を作れるかどうかによるところが大きく、大学としては、発達障害のある学生が大学生活の中でできるだけ二次障害を生じないような修学環境を整えることが責務であると考えます。

(4) 問題が生じる時期

発達障害のある学生の困難が大きくなり、問題として立ち現れてくる時期は人によってさまざまです。

現在、日本では、発達障害をできるだけ早期に発見し、適切な支援につなげていくために、1歳6か月児及び3歳児を対象とした乳幼児健診の場で発達障害のある子どもを早期発見し早期支援につなげる施策をとっています。その後も、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校の中でも、発達障害のある子どもの早期発見、早期支援に向けた取り組みが強化されています。そのため、大学入学前に発達障害であると診断されている学生も増えてきています。そういった学生の中には、大学入学試験のときから、「合理的配慮」(p.16～)を申請している者もいます。たとえば、自閉症スペクトラム障害がある者で聴覚過敏の症状があるために、大学入学試験は別室受験を希望するといったことがあります。

しかし、(1)で述べたように、発達障害の症状が生まれつきあったとしても、それが「問題」として浮上してくる時期は、環境によるところが大きく、大学入学後に初めて問題として現れてくる学生も少なくなく、大学に入ってから発達障害と診断される学生もいます。たとえば、自閉症スペクトラム障害や注意欠如・多動性障害のある者が先生の指示を十分聞くことができないとしても、高校まではクラスメイトから提出物の期限や試験情報等の重要な情報を教えてもらえていたので学校生活では大きな困難を感じていなかったこともあります。しかし、大学に入り、重要な情報は自力で入手する必要性が生じるようになって初めてつまづくといったこ

とが起きやすくなります。そのときにその学生が「なぜ自分は他の学生と同じようにできないんだろう」と深く悩み、学生相談所に相談して、そこではじめてカウンセラーから発達障害の症状がある可能性を指摘され、病院を受診し診断されることもあります。



発達障害のある学生が問題に直面するのは、入学直後の場合もあれば卒業・

修了間近の場合もあり、人によって様々です。たとえば、入学直後の履修登録でつまづく学生がいます。高校までは時間割は学校から与えられるものでしたが、大学では自分で時間割を組み立て、履修登録をしなくてはなりません。履修登録については大学の入学時のオリエンテーションで説明はされますが、オリエンテーション時に提供される膨大な情報から履修登録に必要な情報を把握することは発達障害の方の特性上苦手なことが多く、その結果、うまく履修登録ができない場合があります。

先に書いたように、発達障害のある者が問題を抱えるかどうかは環境による影響があるため、その後も、環境の変化がありその環境が自分に合っていないと、そこでつまづくということが起こってきます。大学生活は、学年ごとに変化が大きくあります。そのため、大学生活のどの時点でもつまづく可能性があります。たとえば、研究室配属になって研究室内の人間関係がうまくいかなかったり、卒論がうまく書けなかったりして、そこで初めて問題として浮上してくる場合もあります。さらに、大学の修学は問題なかった者でも、就職活動をする段階になってはじめてつまづく場合もあります。発達障害のある学生が具体的にどのような場面でつまづきやすいのかについてはこの後 (p.8~)、もう少し詳しく説明していきます。

(5) 発達障害のある学生の数

全国の大学で把握している障害学生は年々増加しています (図2参照)。令和元年に全国の大学で把握している障害学生数は37,647名で、これは全学生の1.17%にあたります (日本学生支援機構)。その中で発達障害のある者の数は7,065名 (全学生の0.2%) で、その内訳は自閉症スペクトラム障害が3,781名と最も多く、次いで注意・欠如多動性障害1,883名、学習障害が231名でした。

文部科学省は2012年に「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を行いました。幼いころから発達障害の症状の強い子どもは、特別支援学校や特別支援学級に通学しており、小・中学校の通常の学級にはそれほど発達

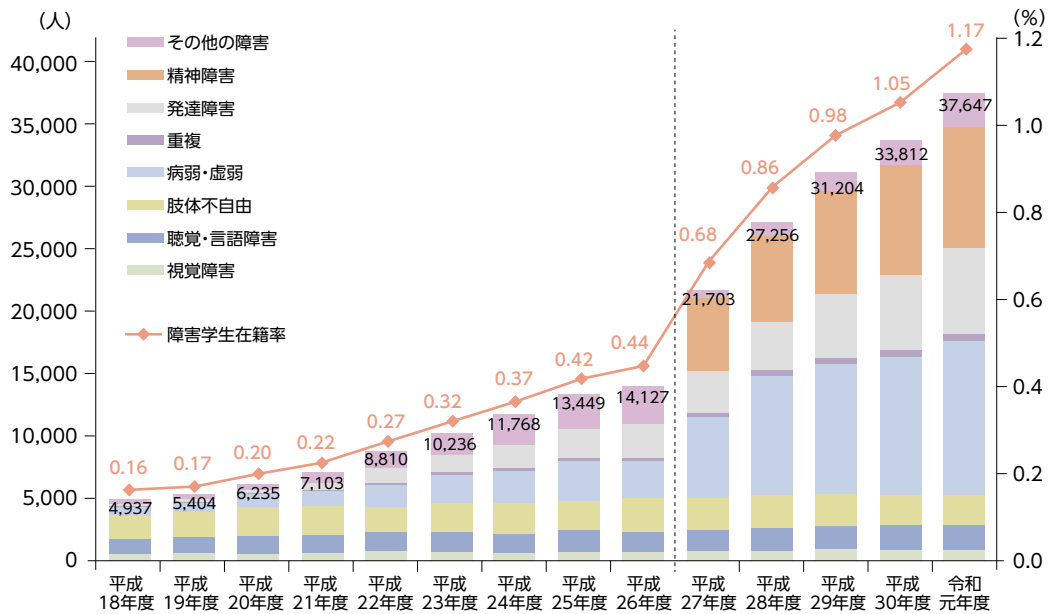


図2 障害のある学生の数

日本学生支援機構 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」報告ページより
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html

障害のある可能性のある子どもはいないのではないかと推測されていました。しかし、この調査により、通常の学級の中にも知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%（男子の9.3%、女子の3.6%）いることが明らかになりました。

この文科省の調査の発達障害の（可能性の）ある者の率から考えると、日本学生支援機構の調査で大学が把握している発達障害のある学生数は、発達障害のある学生のほんの一部にすぎず、実際には、もっと多くの発達障害のある学生が大学で学んでいるのではないかと考えられます。

まとめ

- 発達障害とは生まれつきの脳の機能の障害です。ただし、同じ障害の程度であっても、環境によって問題が生じる場合も、生じない場合も出てきます。つまり、本人に合う環境で生活しうまく適応できていた人であっても、環境が変わると不適応が生じてくる場合があります。そのため、問題が現れてくる時期は人によりさまざまです。
- 発達障害を理由とする生きづらさのために、二次障害として精神症状や身体症状が生じることがあります。この二次障害をできるだけ予防する環境づくりが必要です。
- 発達障害の主なものとして、①自閉症スペクトラム障害、②注意・欠如多動性障害、③学習障害があります。この組み合わせは学生により異なるため、各学生の困りごとに合ったサポートが必要となります。

2. 発達障害のある学生にしばしば見られる つまずき

本節では、発達障害のある学生に関する理解を深めていただくために、発達障害のある学生が大学生活のなかでしばしばつまずくことを以下にあげていきます。

- 履修登録がうまくできない
- 休講や教室変更等、急な予定の変更についていけない、とまどってしまう
- 授業の間の空きコマの時間に何をしたいかわからない
- 朝、目覚ましをかけても起きることができず、午前中の授業に出席できない
- 提出すべき書類を忘れてしまい、提出できない
- 授業の配布資料の整理ができず、失くしてしまい、テスト勉強がうまくいかず、単位を落とす
してしまう
- 提出課題に誤字脱字が多かったり、ケアレスミスが多かったりする
- 課題を期日通りに提出できない
- 教員の話した話をうまくまとめて、ノートをとることができない
- 板書をノートに写すことに非常に時間がかかってしまい、その間教員の声が聞こえず授業に
ついていけなくなる
- 教員の指示通りに行動できず、実験や実習がうまくいかない
- 非常に不器用で実験や実習がうまくできない
- 友だちができず、周囲から孤立してしまう
- 困っても誰に相談したらいいかわからず相談できない
- 学校から帰るとぐったりしてしまい、課題に取り組めない
- 一方的に話したり、相手の話をさえぎったりしてしまいディスカッションがうまくできない
- 将来何をしたいかわからず、就職活動にとりくめない
- 聴覚過敏により、通常の教室環境では受講できない など

このようなさまざまなつまずきがありますが、発達障害のある学生と一口でいっても、その困難や問題の現れ方はさまざまです。そのため、発達障害のある学生だからといって上記に示したつまずきが必ず生じるというわけではありませんし、ここにあげた以外のつまずきが生じる可能性もあります。

実際に障害のある学生をサポートしていく際には、目の前にいる学生がどういったことでつまずいているのか、そのつまずきや困難が何から来ているのかをまずはよく知ることが役立ちます。次項では、つまずきがあった場合の対応例について説明します。

3. 教職員から見て分かる発達障害のある学生にしばしば見られるつまずきとその対応例

発達障害のある学生の場合、自分の困りごとを客観的に把握することが難しく自分で気づくよりも先に、周囲の者がその学生の様子を見て何か気になるということもしばしば見られます。ここでは、教職員から見た学生のとつまずきとその対応例をいくつかあげていきます。

(1) 授業や研究室で学生が周囲から浮いてしまっている

発達障害のある学生は、たとえば、自分の興味のあることだけを一方的に話したり、突然話題が飛んだり、相手が話し終わる前に話し始めたりしてしまったり、話している人の意図を頻繁に取り違えたり、場にそぐわない話を唐突にしたり、周りの人をまねて行動できなかつたりすることがあります。あるいは、こだわりが強く、相手の間違いを正さないと気が済まない、自分が納得するまで何度も質問を繰り返すといったこともあります。

また、発達障害のある学生は、言葉を文字通りに受け取りがちで、比喩や冗談や皮肉、社交辞令が通じづらいことがあります。そのため、コミュニケーションがうまくいかず、周囲の者もどのように接していいかとまどうことがあり、そのため授業や研究室で周囲から浮いてしまうこともあります。

対応例

- ・発達障害のある学生は暗黙のルールを理解できないことが多いため、授業や研究室で、やるべきこと、やってはダメなことを明示します。発達障害のある学生は、聴覚情報よりも視覚情報を取り入れる方が得意なことが多い傾向にあります。そのため、口頭での説明により学生の行動が変化しないときは、紙資料等の視覚情報を用いて明示します。
- ・「空気を読め」「行間を読め」「周囲をよく見ろ」といった抽象的なアドバイスは役に立たない傾向にあります。それよりも、「相手が話を終わってから自分の発言をするように」「授業が終わってから質問に来るように」といったように具体的にすべき行動を明確にしたアドバイスをします。

(2) 教室で急に大声を上げるなどの問題行動を起こす

それほどよくあることではありませんが、発達障害のある学生の中には、何かしらの理由で急に不安が強くなり、教室で急に大声を上げる等の行動をすることがあります。大声を上げる以外でも、たとえば、何か作業している最中に話しかけて別のことを頼んだりすると頭が真っ白になって焦り、パニックになって頭や壁をたたいたり、何も言わずに急にその場を去ったりすることもあります。

対応例

- ・大声で叱ることは役に立たないことが多いです。なぜならば、学生は叱られていることは理解できるけれども、文脈を読むことが苦手なためなぜ叱られているのかその理由を理解できていないことが多く、その結果、学生の行動変容が起こらないからです。また聴覚過敏がある場合も多く、大声で叱ることが学生の心に大きなダメージを与える可能性もあります。誰でもそうですが、特に発達障害のある学生の場合、安心できる環境の中にいるとき本人の力を一番発揮できます。そのため、学生がやってはいけない行動をしたときは、基本的には、落ち着いたトーンの声で、静かに行動を制すようにしてください。ただし、当該学生や他学生に危険が及ぶような場合はこの限りではありません。安全確保を第一として対応してください。
- ・学生が落ち着いた後で、その問題行動が生じたとき学生が何を感じ、何を考え、何が起こったのか尋ねます。次回、同様のことが起こったときの対処法について、学生と話し合います。たとえば、パニックになったときに学生が一人で休める部屋を用意しておき、必要な時にその部屋を使えるようにしておくことが役立つ場合があります。
- ・ただし、教室で急に大声をあげるといった問題行動を起こす学生は、発達障害ではなく、何らかの別の精神障害を抱えている場合もあります。学生の不安が強そうなときは、本人に、学生相談所の利用ができることをお伝えください。

(3) 実験や実習の中で非常に不器用な学生がいる

実験や実習の流れを十分理解できないために、成果を出せない学生がいます。また、発達障害のある学生の中には、頭ではわかっているが、手が思うように動かさず不器用な場合があります。

対応例

- ・プロセスを小ステップに分けて説明します。
- ・教員や別の学生が行っているやり方を写真や動画に取り、学生がいつでも参照できるようにします。
- ・学生ができない部分を特定し、別の方法でやれる方法がないか検討します。

(4) 課題を期日までに提出できない

課題を期日までに提出できない理由は学生により異なります。教員が課題を口頭で説明したときに十分聞き取れておらず、そもそも課題が出されたこと自体に気づいていないこともあります。あるいは、どのように課題に取り組んでいいか迷っていることもありますし、やろうやろうとっていて先延ばしにしまい結局提出できないということもあります。

対応例

- ・学生と話をして、課題が出せない理由を尋ね、必要なアドバイスをを行います。
- ・課題が期日までに提出できなかった場合に起こる問題点（たとえば、単位がとれなくなる、この授業の単位がとれないと進級できなくなる）を伝えます。
- ・課題を紙資料等の視覚情報で伝えます。
- ・課題の取り組み方を、小さいステップに分けて説明します。
- ・学生から課題の進捗をこまめに報告してもらうことが役立つことがあります。

(5) 返信が必要なメールに返信してこない

学生がそもそもメールを見ていないか見ることができていない場合があります。入学時に「東北大メール（DCメール）」の利用方法は紙媒体で配られたり、口頭で説明されたりしていますが、膨大な情報の中からその情報をキャッチできておらず、東北大メールの存在自体を学生が知らない場合があります。

また、メールは見られる状態にあるが、多くのメールがありすぎて、どれに返答していいか分からなくなってしまっている場合もあります。他にも、メールに返信期日を書いていなかったらので返信を先延ばしにしている場合もあります。

対応例

- ・授業が終わった後に話をしたり、電話をかけたりする等、メール以外の手段をとります。
- ・学生に送ったメールアドレスのメッセージが見られる状態であるか確認します。もし見られない状態であれば、見られるよう設定の仕方を教えます。
- ・必ず返信してほしいメールの件名に「【必ず返答してください】」とつけるなど、返信が欲しいメールが目立つ工夫をします。
- ・メールに返信締め切り期日を書きます。

(6) 演習の授業やゼミ等の少人数の授業時、自発性が乏しく、議論に参加しない

発達障害のある学生の中には、やる気があっても議論の文脈を読んで発言することが難しかったり、何を話そうか頭で考えている間に議論が進んでしまい、結果、議論に入れなかったりすることがあります。また、一対一の議論は問題なくても、3人以上の大人数になると議論の筋が見えづらくなり、話しにくくなる人もいます。

対応例

- ・議論の途中途中で、そこまでの議論を教員がまとめて要点を伝える時間を設けます。
- ・議論の流れを板書等の視覚情報で示します。
- ・必ず一人一回は発言するといった議論のルールを明示します。
- ・2～3人の小グループに分けて議論をさせます。
- ・学生に役割を与えます。役割が与えられると何をしたらよいかははっきりするため、安心してグループに参加できることがあります。最初はタイムキーパーや書記など議論に参加しなくてもできる役割を与えるとよいでしょう。

(7) 卒論が書けない

発達障害のある学生の中には、卒論のように自分でテーマを見つける課題が極端に苦手な学生がいます。また、スケジュール管理が苦手な者も多く、物事の優先順位をつけることが苦手です。全体を見通した計画をたてられなかったり、進捗を自分で管理することが難しかったりする場合もあります。

対応例

- ・卒論のイメージがわからずに何をしたらいいか分からない場合があるので、先輩の卒論をいくつか見せて卒論のイメージを学生につかんでもらうようにします。
- ・教員が学生の興味関心を聞き、その中でテーマになりそうなことを伝えます。
- ・卒論の作成の仕方を小ステップに分けて説明します。
- ・小グループで卒論作成させます。
- ・学生に進捗をこまめに報告させ、つまづいていることをその都度解決しながら進めていきます。

発達障害のある（と思われる）学生をつまずきを発見したときに、その学生をよく観察したり、その学生と話したりして、そのつまずきの原因を探り、その解消方法を具体的に提示するということが、対応の基本となります。

しかし、発達障害のある学生は、しばしばなぜそのつまずきが生じているか自分でも十分理解することが難しい場合もあり、また、自分の問題をうまく教職員に話すことも難しい場合もあり、対応する教職員としてはどうしたらいいのか悩むことが多くなりがちです。先に述べたように、発達障害のある学生の困難は各学生により異なります。そのため、発達障害のある学生にはこのサポートをしておけば万事OKといったマニュアルを作ることは残念ながら不可能です。そのため、ここに述べた対応はあくまで一例にすぎません。

学生の対応に迷われるときは、教職員の皆様が学生相談・特別支援センターにご連絡いただければ、学生の状況を詳しく伺って当該学生にとって適切と思われる対応方法を一緒に考え、専門的な観点から提案いたしますので、お気軽にご利用ください。



4. 発達障害のある学生に役立つ 教職員ができるその他の工夫

3. で述べた対応例以外にも、発達障害のある学生に役立つ教職員ができる対応があります。発達障害のある学生は、授業の方法がより構造化されていたり、それが事前に提示されていたりすると学びやすくなります。授業等を構造化し、それを分かりやすく学生に伝える工夫がされた環境は、発達障害のある学生にとって役立つだけでなく、他の学生にとっても学びやすい環境であることがほとんどです。

以下に発達障害のある学生にとって学びやすい修学環境をつくる工夫例をあげます。

○教室が静かになってから授業を始める

○私語がない教室環境を作る

○外が明るいときは、カーテンを閉める

○耳からの情報だけでなく、視覚情報を利用できるようにする

- ・テスト課題等重要事項については口頭で話すだけでなく、配布資料等を用いて視覚情報でも提供する
- ・図表を多く用いる
- ・板書をする

○その日の授業の進行の仕方や要点を明確に示す

- ・その日の授業のポイント（少なくとも見出しだけでも）を、授業の冒頭で伝える
- ・重要なところで、「ここは重要です」と注意を向けるきっかけをつくる
- ・重要なところは板書する

○授業内のルールを明確にして事前に伝えておく

○シラバスを充実させる

- ・シラバスに各授業時間で行うことをできるだけ具体的に明示する
- ・シラバスに課題や評価の方法をできるだけ具体的に明示する
- ・シラバスに授業内のルールを記載する
- ・シラバスに授業のやりかた（たとえば4～5人のグループディスカッションを多用する、教科書に沿った授業を行う、毎回授業後半に確認テストをする等）についてできるだけ具体的に明示する

○試験やレポート課題を明確に指示する

- ・あいまいな表現だと意味を取り違えたり、回答方法が分からず書くことができなかつたり

することがあるため、明確な表現を心掛け、回答方法の例示を行う

- ・試験やレポートの指示を口頭で伝えるだけでなく、紙資料等の視覚情報としても伝える

○課題を連続して出せていない学生がいたら声をかけて、なぜ課題を出せないか理由を尋ねる

○単位の取得状況を確認し、複数単位を落としている場合、本人を呼び出し、単位が取れていない理由をたずねる

単位を落とす理由は学生により異なります。発達障害のある学生でときどき見られるのが、朝起きられないという理由があります。彼らの中には昼間も眠いため、コーヒーやエナジードリンク等カフェインを大量にとっている場合があります。しかし、そのため夜うまく眠れず、その結果、朝起きられないという悪循環にはまっている学生も少なくありません。そのため、もしそういった飲料を常時飲んでいるようであれば飲むのをやめるよう伝えます。また、昼間の眠さがひどい場合には投薬治療が役立つ場合があります。その他、保護者に協力を求め、朝本人に電話して起こしてもらおうよう依頼することが役立つこともあります。

まとめ

発達障害のある学生にとって、より構造化された環境が理解しやすく、生活しやすいです。そのため、修学環境をできるだけ構造化して、事前に具体的に伝える工夫をすることが役立ちます。

5. 発達障害のある学生に対する合理的配慮

本ヒントブックでここまで、発達障害のある（と思われる）学生から「合理的配慮」の申請がない場合であっても教職員のみなさまができる対応例をあげてきました。

発達障害のある学生の中には、合理的配慮提供の申請をする者もいます。本学において、この申請では、まず学生が修学上の合理的配慮申請書を所属部局に提出することから始まり、部局や本人、授業担当者等との協議を通して、最終的には（主に）授業担当者が実際の合理的配慮を提供することになっています。

（1）本学における障害のある学生に対する合理的配慮に関する規定等

2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称：障害者差別解消法)が施行されました。障害者差別解消法では、障害者への差別解消を推進するための2つの方策が定められています。1つ目は、障害者に対する差別的取り扱いの禁止、2つ目は合理的配慮の不提供の禁止です。合理的配慮の不提供の禁止とは、行政機関等（国立大学法人を含む）が事業を行う際、障害者から「社会的障壁」(注1)の除去を必要とする意思の表明があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去するための合理的配慮をしなければならないというものです。この法律により、国立大学法人である本学は、合理的配慮の提供に関して法的義務を負うことになりました。

本学では、2014年4月に「学生相談・特別支援センター 特別支援室」を設置し、2016年3月には「国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を定めました。その上で、学生生活支援審議会において、2016年4月に「障害のある学生への配慮に関するガイドライン」、2016年10月に「修学上の合理的配慮の提供に関する対応について」を定め、障害のある学生への支援体制の整備を推進してきました。さらに、2019年3月には、「障害のある学生への配慮に関するガイドライン」「修学上の合理的配慮の提供に関する対応について」を整理し、合理的配慮申請に必要な資料の様式を加え、「障害のある学生の支援に関するガイドブック」(<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/a8b24a71af1f8bf8c00b56b680989d13.pdf>) を定めています。



本学における障害のある学生に対する合理的配慮申請および提供のプロセスについての詳細や、大学における合理的配慮提供にあたっての基本的考えや留意点、「国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」については上記ガイドブックを参照ください。

注1：社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指す。

(2) 発達障害のある学生が行う合理的配慮申請例

発達障害のある学生が行う合理的配慮申請としてしばしば見られる例としては、以下のよう
なものがあります。

- 話を聞きながらノートをとることが困難な学生が、授業内容の録音の許可や資料の事前配布を申請する。
- 集団の中で落ち着いて試験を受けることが困難な学生が、試験の別室受験を申請する。
- 優先順位をつけたり、複数のことを同時に進めたりすることが難しく、複数のレポートの提出日が重なると期日までに課題を提出することが困難な学生が、レポートの提出期限の延長を申請する。
- ディスカッション場面で自分の意見を一方的に言いすぎる可能性のある学生が、ディスカッションにおいて挙手して発言する等ディスカッションのルールを明確化して文書で示してほしいと申請する。
- 試験日程やレポート課題等の重要な内容を口頭での伝達で十分把握することが困難な学生が、文書やメールにより重要事項の伝達をしてほしいと申請する。
- 文字の読み書きに時間がかかる学生が、授業・試験におけるパソコンの使用の許可をしてほしいと申請する。

以上は、発達障害のある学生に対する合理的配慮として比較的よく見られるものですが、これ以外のことに関しても合理的配慮申請がなされる場合があります。

もし担当される授業等で発達障害のある学生から合理的配慮の申請があった場合で、学生が希望している配慮の提供に関して疑問や気になること等がある場合は、お気軽に学生相談・特別支援センター 特別支援室までご連絡ください。

こんなとき、学生相談・特別支援センター をご利用いただけます。

- 発達障害がある学生から授業等で「合理的配慮」の提供を求められたが、どのように手続きを進めていいかわからなかったり、どのように対応したらいいかわからなかったりするとき
- 発達障害があると学生から伝えられたが、どう対応したらいいかわからなかったりするとき
- 学生の言動で気になることがあり、対応に迷ったり、困ったりするとき（発達障害であるとはっきりしていない場合でもご相談いただけます）
- 学生に何度か注意をしても当該学生の行動が変わらないとき
- 学生の言動で、当該学生自身や他の学生の心身の安全が守られそうにないとき
- 学生に学生相談所や特別支援室に相談に行ってもらいたいと思うが、どのように勧めたらいいかわからなかったりするとき
- 学生に学生相談所や特別支援室に相談に行くように勧めたが、学生が行かないとき

上記以外でも、何か学生への対応に関して迷ったり、困ったりしている場合には、障害の有無にかかわらず、お気軽に学生相談・特別支援センターにご連絡ください。

おわりに

教職員から見て対応に「困った学生」は、学生自身が「困っている学生」であることがほとんどです。本学にも、発達障害のある、あるいは診断はされていないけれども発達障害傾向のある学生が数多く在籍しています。彼らは発達障害の症状ゆえに、自分が困っていること自体に気づけなかったり、気づいていたとしてもどこに相談していいか分からなかったりして、一人で問題を抱えて落ち込んだり、不安を感じたり、それが高じてイライラしてしまったりと精神的不調を抱えることも少なくありません。

教職員の方一人ひとりが発達障害に対する理解を深めていただくことで、発達障害のある（と思われる）学生が一人でも多く、適切なサポートを受け、発達障害の症状による修学へのマイナスの影響を最小限にし、二次障害を予防することが望まれます。

発達障害のある学生は、人一倍苦手なことがあります。その反面、ユニークで素晴らしいアイデアを思いついたり、圧倒的な集中力を発揮したりと人一倍得意なこともある場合もしばしばあります。さらに発達障害のある学生が学びやすい環境をつくることは、基本的にはどの学生にとっても学びやすい環境を作ることにつながります。発達障害のある学生を含めたすべての学生が、自分の持っている力を最大限発揮できる環境を作っていけるよう本ヒントブックをご活用いただけたら幸いです。

関連情報

+++++

障害者差別解消法について

内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

障害のある学生への支援に関する情報

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/index.html

全国障害学生支援センター

<https://www.nscsd.jp/>

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

<http://www.pepnet-j.org/web/>

全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD JAPAN)

<https://ahead-japan.org/activity.html>

就職に関する情報

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (地域障害者職業センター)

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/index.html>

宮城県障害福祉課

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/4-05.html>

学内の相談窓口

学生相談・特別支援センター 学生相談所／特別支援室

<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>

保健管理センター

<http://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/>

キャリア支援センター

<http://www.career.ihe.tohoku.ac.jp/>

学習支援センター

<http://sla.cls.ihe.tohoku.ac.jp/>

工学部各系(学科)学生支援室 カウンセリングルーム

<https://www.eng.tohoku.ac.jp/v-student/common/counseling.html#counsel>

理学研究科・理学部 キャンパスライフ支援室 OASIS

<https://www.sci.tohoku.ac.jp/campuslife/>

学生相談・特別支援センター

学生相談・特別支援センター (<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>) には、学生相談所と特別支援室が含まれます。

学生相談所は、全学生のこころの悩みや修学・進路・学生生活等に関する相談、特別支援室は障害のある学生に関する相談を主に扱っていますが、必要に応じて常に連携して対応しています。

どちらを利用するか迷われたときはどちらかにまずご連絡ください。



特別支援室

Disability Services Office

TEL:022-795-7696

E-mail: t-sien@ihe.tohoku.ac.jp



学生相談所

Counseling Office

TEL:022-795-7833

E-mail: gakuso@ihe.tohoku.ac.jp

発達障害のある学生への対応について
—教職員向けヒントブック—

2021年10月印刷
2021年10月発行

編集者 榊 原 佐和子*
池 田 忠 義
長 友 周 悟
高 橋 真 理
鈴 木 大 輔

*編集責任者

(現：北海道大学学生相談総合センター
アクセシビリティ支援室)

発行者 東北大学 学生相談・特別支援センター
特別支援室
〒980-8576 仙台市青葉区川内41



東北大学
学生相談・特別支援センター
特別支援室

〒980-8576 宮城県仙台市青葉区川内41
TEL:022-795-7696(直通) 内線:7696
MAIL:t-sien@ihe.tohoku.ac.jp
ホームページ:<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>



このパンフレットは環境に配慮した
「水なし印刷」により印刷しております。



環境にやさしい植物油インキ
「VEGETABLE OIL INK」で
印刷しております。